## 審議案件に関する概要

# 令和4年5月31日第2部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和3年10月6日
担当部署	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

#### 1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住	所	
株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央	北海道函館市本町 32	番 15 号	

#### 2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	丸井今井函館店 函館市本町 32 番 15 号	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社函館丸井今井 代表取締役 橋 淳央 函館市本町32番15号	
(3)変更日	令和4年6月7日	
(4)変更する理由	自社保有の立体駐車場を老朽化のため解体後、必要駐車 台数を確保するよう近隣の貸駐車場と提携することか ら	
(5)変更しよう 駐車場の位置、出入 とする事項 口の数及び位置	位置については、届出書のとおり	

# 3. 審査事項

(1)駐車場整 備等への	指針必要駐車台数の整備	なし(必要駐車台数の変更なし)
配慮	従業員駐車場等の整備	なし

			・自社駐車場付近においては、提携駐車場の案 内看板を設置するとともに、駐車場係員により 各駐車場への経路案内を行う。
		交通対策に関する検討	・ホームページにて提携駐車場の案内を掲載するとともに、自社駐車場が満車になると予測される時間帯をお知らせし、予め提携駐車場への駐車をお願いする。
(2)阝	<b>J</b> 係行政機	関との協議状況	
	公安委員	· 会	
			令和3年9月16日 ・変更概要や駐車需要の減少に伴う必要駐車台

1	`女委員会 	
	北海道函館方面 函館中央警察署交通第一課 企画・規制係	令和3年9月16日 ・変更概要や駐車需要の減少に伴う必要駐車台 数の見直しについて、経緯と方針を説明。提携 駐車場への案内経路についても説明し、了解を 得た。 ・変更後に整備する第2平面駐車場の道路境界 線の整備についての見通しについて質問を受 け、内容を説明し、了解を得た。
地	元市町村	
	函館市経済部商業振興課	令和3年9月16日 変更概要を説明 指摘事項なし
道	路管理者	
	函館市土木部道路管理課	令和3年9月16日 変更概要を説明 指摘事項はないが、変更後の第2平面駐車場の 図面が完成した段階(工事着工前)で、道路境 界部の縁石部について説明の必要あり。

## 4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	令和4年1月18日 意見なし
(2)住民等の意見	北海道告示 令和3年12月2日~令和4年4月4日 意見なし

#### 5. 道 (渡島総合振興局連絡調整会議) の意見

#### 【環境生活課意見】

北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、特定駐車場(自動車の駐車の用に供する面積が500 ㎡以上)の設置者は、駐車場の利用者に対し、アイドリングストップの実施について周知することを義務付けられています。

(その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課は意見なし)

#### (丸井今井函館店)

#### (答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

#### (理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類(以下「届出書等」という。)では、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。